

# 品質監督検査検疫行政の法律執行証明書 管理弁法

2008年4月29日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 品質監督検査検疫行政の法律執行証明書管理弁法

(2008年4月29日国家品質監督検査検疫総局改正)

## 第1章 総則

第1条 品質監督検査検疫行政の法律執行証明書の監督管理を強化し、行政の法律執行行為を規範化し、行政の法律執行チームの構築を促進するために、「中華人民共和国行政処罰法」及び品質監督検査検疫に関連する法律・法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 品質監督検査検疫行政の法律執行証明書には、品質技術監督部門の行政の法律執行証明書と出入国検査検疫部門の行政の法律執行証明書が含まれる。証明書の名称は、それぞれ「中国品質技術監督行政の法律執行証明書」と「中華人民共和国出入国検査検疫行政の法律執行証明書」（以下、「行政の法律執行証明書」と略称する）とする。

第3条 本弁法は、行政の法律執行官の資格考査と「行政の法律執行証明書」の管理業務に適用する。

第4条 「行政の法律執行証明書」は等級による管理制度を实行する。

国家品質監督検査検疫総局（以下、国家質検総局と略称する）は、「行政の法律執行証明書」の制作設計、批准、制作及び監督管理業務に責任を負う。

各省（自治区、直轄市）の品質技術監督局は、本行政区内の品質技術監督の「行政の法律執行証明書」の申請、初回審査、批准、支給及び使用管理業務に責任を負う。

各直属の出入国検査検疫局は、業務管轄区内の出入国検査検疫の「行政の法律執行証明書」の申請、初回審査、批准、支給及び使用管理業務に責任を負う。

第5条 「行政の法律執行証明書」には、証明書の所持者氏名、勤務先、証明書交付日、有効期限、証明書番号が明記され、「国家品質監督検査検疫総局証明書印」（付属文書1を参照）が押印された、所持者が無帽で撮影した1寸大のカラー写真が掲載されていなければならない。

第6条 「行政の法律執行証明書」は、行政の法律執行官が管理業務に従事する身分の証明である。

## 第2章 資格考査と申請・取得

第7条 行政の法律執行官は、行政の法律執行業務の研修、考査合格を経て行政の法律執行資格を取得しなければならない。行政の法律執行資格考査は、国家質検総局が制定する関連規定に基づき実施する。

各省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または各直属の出入国検査検疫局が、行政の法律執行資格を有する人員に対する登録届出制度を実施する。

第8条 「行政の法律執行証明書」を申請する者は、同時に以下の基本条件を備えていなければならない。

(1) 品質監督検査検疫行政の法律執行業務に従事する公務員、国家の法律・法規に基づき授権され、或いは行政機関の委託を受け、品質監督検査検疫行政の法律執行業務に従事する事業機関の人員。

(2) 品質技術監督或いは出入国検査検疫行政の法律執行業務の研修、考査を経て、行政の法律執行資格を取得している。

(3) 高等専門学校以上の学歴程度を有する、或いは品質監督検査検疫業務に従事して3年以上である。

(4) ここ2年の年度考査で適任以上の評定を収めている。

(5) ここ2年において違法・規律違反行為の記録がない。

第9条 「行政の法律執行証明書」の申請業務は次の手順に基づき行う。

(1) 申請

申請者は「××局行政の法律執行証明書申請表」（以下「申請表」と略称する、付録文書2を参照する）に記入し、所在機関へ証明書受領申請を提出する。

申請者が「申請表」を提出する際、同時に合服を着用し、無帽、正面を向いた、1寸大の最近撮影したカラー写真2枚（そのうち1枚は「申請表」に貼付する）を提出しなければならない。

(2) 初回審査

申請者所在部門または機関は、申請者が提出した「申請表」について第一回の審査を行い、且つ「××局行政の法律執行証明書申請表」（以下「申請・取得表」と略称する）（付録文書3を参照する）に記入し、「申請・取得表」及び申請者の「申請表」、写真を所属の省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局へ送付する。

(3) 審査

省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局は、本局及び下級機関が提出した「申請表」「申請・取得表」及び関連の申請材料に対して審査・許可を行う。

(4) 批准

省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局は批准後、「申請表」と統一的にまとめた「申請・取得表」及び関連の申請材料を国家質検総局へ届け出て、国家質検総局は、これにより証明書を発行する人員範囲を批准し、且つ証明書を作成し、省（自治区、直轄市）の品質技術監督局、または直属の出入国検査検疫局が「行政の法律執行証明書」を支給する。

### 第3章 証明書の使用

第10条 品質監督検査検疫行政の法律執行官が行政の法律執行行為を行う際、「行政の法律執行証明書」を呈示しなければならない。

第11条 証明書の所持者は「行政の法律執行証明書」を適切に保管し、毀損、改竄または他人へ貸与してはならない。

第12条 「行政の法律執行証明書」を遺失或いは毀損した後、所持者は、速やかにその所在機関へ報告し、当該所在機関は、級を追って所属の省（自治区、直轄市）の品質技術監督管理局或いは直属の出入国検査検疫局へ届け出なければならない。調査した結果が

事実である場合、当地の省級のメディアで遺失を公告後、所属の省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局が、国家質検総局へ補充手続きを行うよう届け出る。

#### 第4章 年度審査

第13条 「行政の法律執行証明書」は、支給日から、10年以内は有効とする。有効期限が満了した場合、本弁法に基づき、新たに「行政の法律執行証明書」を申請する。

第14条 「行政の法律執行証明書」は年度審査制度を実行する。省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局は毎年第一四半期に所轄する証明書所持者の前年度の行政の法律執行状況に対して審査を行う。

第15条 省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局は、年度審査の状況に基づきそれぞれ以下の処理を行う。

(1) 審査に合格した場合、証明書所持者が「行政の法律執行証明書」を引続き使用することに同意する。

(2) 正当な理由がなく「行政の法律執行証明書」の年度審査に参加しない場合、または審査に不合格の場合、証明書所持者の元の行政の法律執行資格を取消し、「行政の法律執行証明書」を回収する。

#### 第5章 監督管理

第16条 証明書所持者が、移動、解雇、辞職或いは退職などの理由で行政の法律執行業務に二度と従事しない場合、その所在機関がその「行政の法律執行証明書」を回収し、級を追って抹消を上申しなければならない。

第17条 証明書所持者に次の情状の1があった場合、その所在機関は、省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局へその「行政の法律執行証明書」の一時差押を上申する。

(1) 法定の権限を越える、或いは法の執行手順に違反したものの、悪い結果にはまだ至っていない場合。

(2) 「行政の法律執行証明書」を呈示しなければならないのに呈示せず、3回以上苦情を申立てられた場合。

(3) 「行政の法律執行証明書」を故意に毀損、改竄した場合、或いはそれを他人へ貸与し使用されたものの、悪い結果にはまだ至っていない場合。

(4) 行政の法律執行業務の研修に参加し、審査に不合格の場合。

第18条 「行政の法律執行証明書」の一時差押期限は30日とする。「行政の法律執行証明書」を一時的に差し押さえられた行政の法律執行官は、所在機関へ書面による自己批判を行い、証明書の差押期間は、行政の法律執行業務に従事してはならない。「行政の法律執行証明書」の期限が満了後、その所在機関は本人の是正状況を見て省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局へ「行政の法律執行証明書」を返却するかどうか上申する。

第 19 条 証明書の所持者に次の情状のひとつがあった場合、所属の省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局がその行政の法律執行資格を取消し、「行政の法律執行証明書」を取上げる。

- (1) 「行政の法律執行証明書」が 2 度、一時差し押さえを受けている場合。
- (2) 法的権限を越えた、或いは法の執行手順に違反し、悪い結果を招いた場合。
- (3) 「行政の法律執行証明書」に他人に貸与し、違法、規則違反活動を行った場合。
- (4) 情実にとらわれて不正行為を行い、職責をおろそかにするなど汚職行為があった場合。
- (5) 解雇される、あるいは公職を解除される行政処分を受けた場合。
- (6) 治安拘置処罰、労働矯正や刑事処罰を受けた場合。

第 20 条 「行政の法律執行証明書」を取り上げられた後、2 年以内は再度取得申請を行ってはならない。

第 21 条 「行政の法律執行証明書」一時差押、取り上げられた際、「××局行政の法律執行証明書一時差押審査表」（付属文書 4 を参照）「××局行政の法律執行証明書取上げ審査表」（付属文書 5 を参照）にそれぞれ記入し、且つ当事者に対して「××局行政の法律執行証明書一時差押決定書」（付属文書 6 を参照）、「××局行政の法律執行証明書取上げ決定書」（付属文書 7 を参照）をそれぞれ発効する。

第 22 条 行政の法律執行官は「行政の法律執行証明書」の一時差押、取上げの決定に不服がある場合、「行政の法律執行証明書の一時差押決定書」または「行政の法律執行証明書取上げ決定書」を受領後 10 営業日以内に一時差押、または取上げの決定を下した機関へ申し立てを提出する。申し立てを受理した機関は、申し立てを受けた日から 10 営業日以内に回答を出さなければならない。

第 23 条 各省（自治区、直轄市）の品質技術監督局または直属の出入国検査検疫局は、「行政の法律執行証明書」の使用、一時差押、取消し及び証明書所持者の賞罰の状況の登録届出業務をしっかりと行わなければならない。

## 第 6 章 附 則

第 24 条 本弁法は国家質検総局が説明に責任を負う。

第 25 条 本弁法は 2003 年 1 月 1 日から施行する。元の国家出入国検査検疫総局が 2000 年 7 月 3 日に公布した「出入国検査検疫行政の法律執行証明書管理弁法」は廃止とし、元の国家技術監督局が 1991 年 5 月 11 日に公布した「技術監督行政の法律執行証明書と徽章管理弁法」における行政の法律執行証明書に関連する管理は、本弁法の規定を基準とする。